

栄養教諭の標準的職務に関する一考察

One Consideration about Standard Job of the Nutrition Teacher

松田 素行*

Motoyuki MATSUDA

要旨：平成17年に設置された栄養教諭職に関し、学校給食の現場から「栄養教諭の職務は、学校栄養職員の役割に単純に仕事量が加算されただけ」といった声が聞こえてくる。学校給食栄養管理者をめぐる戸惑いの様相の中で、いま求められるのは、学校栄養職員の職務と栄養教諭の職務を比較し、栄養教諭の職務標準の可能性を探ることと推察できる。

ここでは、栄養教諭と学校栄養職員との職務遂行状況の現地調査（ヒアリングと視認）、及び栄養教諭を目指す大学生が行う栄養教育実習における指導実習の体験の実態を通して、双方の職務の実態を明らかにした。

その結果、食の指導の役割に係る認知度は高いので、今後、「教員」の職務に対する理解と体制づくりが求められることが示された。また、給食の管理について工夫する必要があることも明らかにされ、職務標準の可能性について引き続き研究しなければならない。

キーワード：栄養教諭，学校栄養職員，食に関する指導，学校給食の管理，生徒指導

1 問題

平成16年5月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、平成17年4月から義務教育諸学校等への栄養教諭の配置が可能となった。栄養教諭が生まれた背景には、食に関する誤った知識や情報の氾濫、家庭における生活様式の変化等による子供たちの食の乱れなどによる生活習慣病予備軍の増加などの健康問題がある。子供たちが、生涯にわたって望ましい食生活を送るための基礎づくりとして、食に関する正しい知識や情報を学校が核となって示すとともに、子供自身が食について正しい判断ができる、いわゆる「食を自己管理する能力」を養うことが学校の役割として必要であるということである。

しかし、学校で実際に学校栄養職員として働く人たちからは、いまだに、「栄養教諭は、まだまだ学校で認知されていない」ことや、「栄養教諭は学校栄養職員の職務に単純に職務量が加算されただけ」（いずれも平成28年11月の学校視察より）といった、栄養教諭の職務をめぐる戸惑

*まつだ もとゆき 文教大学健康栄養学部

いがある。いま、求められるのは、学校栄養職員の職務と栄養教諭の職務を比較し、栄養教諭の職務標準の可能性を探ることであり、そのための課題を明らかにすることである。

2 栄養教諭の職務に関するこれまでの研究

川越（2007）は、栄養教諭制度が創設されるまでの過程について、中央教育審議会の審議の経過を詳細に追うことによって、栄養教諭に求められたことを明らかにしている。大森（2008）も、栄養教諭誕生の経緯と求められる役割について、文部科学省の発出した資料をもとに分析するとともに、栃木県内の学校における食育等の実態を実証的に明らかにしている。また、横濱（2012）は、栄養教諭が行う指導についての課題として、授業評価や教科内容に対する自己研鑽、教材研究とその時間の確保、共同調理場を任せられる環境づくりを挙げ、学校側の問題として、栄養教諭の職務内容が把握されていない実態を報告している。

田中ら（2007）は、栄養教諭の使命を「食事調整、指導、教科での学習、家庭・地域との連携、食育の推進としての調査による児童生徒・保護者・地域の生活習慣の実態把握、その結果の公表、改善を目的とした公開授業」などと示した。赤松（2007）は、栄養教諭には、職務を遂行するにあたって教育的側面が強く求められるとともに、コーディネーターとしての役割や教職員・家庭・地域社会との連携のために、学校日より、スーパーマーケットなどとの協力が必要であるとした。鹿保ら（2006）は、栄養教諭の役割を、①給食の栄養バランス、衛生・安全などの管理、②生徒一人ひとりの食に関する相談などへの対応、③地場産物の活用、行事食・郷土料理などの献立の工夫、④授業へのアドバイスや参加、⑤地元農家、JA農政局などの連絡・調整などを挙げ、人との触れ合いなど食に関する教育の土台づくりが大切であるとした。松田（2011）は、栄養教諭はいじめや不登校を早期に発見しやすい立場にあるとして、生徒指導の実践の必要を挙げた。

3 目的と調査方法

(1) 目的

栄養教諭と学校栄養職員の職務の内容と実態を調査し、職務標準に向けた課題分析を行う。

(2) 調査の方法

ア. 職務実態の実地調査

栄養教諭の職場と学校栄養職員の職場とを実地訪問し、職務の内容についてヒアリングを実施した。対象及び調査日は表1のとおり。

表1 実地調査一覧

| 県・対象者 | 職名 | 調査日 | 勤務地の特徴 | 備考 |
|-------|--------|------------|-------------------|--------------|
| Y県・A氏 | 栄養教諭 | 2012.12.17 | 共同調理場（給食センター） | 学校栄養職員から任用替え |
| K県・B氏 | 学校栄養職員 | 2014.01.14 | 他校調理（離島・小中学校） | |
| Y県・C氏 | 学校栄養職員 | 2014.12.02 | 単独調理校（小学校） | |
| Y県・D氏 | 栄養教諭 | 2014.12.02 | 単独調理校（中学校） | 栄養教諭で採用 |
| C県・E氏 | 栄養教諭 | 2015.10.14 | 単独調理校（中学校）選択給食を実施 | 学校栄養職員から任用替え |

イ. 栄養教育実習で行われた指導体制の分析

平成26・27・28年度に行われたB大学学生による栄養教育実習の実習指導の内容実態に係る調査（表2）と面接を行い、職務として行う「指導」の実態を分析した。

表2 栄養教育実習で指導を受けたこと（調査対象：栄養教育実習を終えた学生）

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 質問：栄養教育実習で、次の1～10について実施・体験しましたか。 | |
| 1 学級活動における食の指導 | 2 教科におけるTT指導 |
| 3 昼食時の指導実習 | 4 配膳指導・参加 |
| 5 栄養・食に係る保護者の相談 | 6 保護者会説明 |
| 7 給食委員会の指導 | 8 食に係る個別的な指導 |
| 9 学級担任の仕事 | 10 クラブ・部活動指導 |

4 結果

(1) 実地調査の結果

実地調査の結果は表3のとおり。

表3 栄養教諭等の実施状況（実地調査の結果）

| | 検取担当者 | 発注担当者 | 授業等の実施 | その他の役割・任務 |
|--------------------------------------|-------------------|------------------|------------------------------|---|
| A氏（栄養教諭） ・Y県 ・共同調理場 | 栄養教諭 | 栄養教諭 （集計は事務員） | ・複数校（担当あり）で 単独授業 | ・授業教材の作成 ・給食委員会の顧問 ・担当校（複数）を巡回 |
| D氏（栄養教諭） ・Y県中学校 ・単独調理校 | 調理員 | 栄養教諭 | ・単独授業を実施 ・他校（担当校）の授業 | ・厨房に入らず ・給食委員会の指導 ・給食主任を分掌 |
| E氏（栄養教諭） ・C県中学校 ・単独調理校 | 栄養教諭 | 栄養教諭 | ・TT（T1）の授業 ・TT（T2）の授業 | ・給食保護者会 ・生徒会（給食委員会） の指導（校務分掌） |
| B氏（栄養職員） ・K県の島部 小中学校 ・他校で調理 | 調理校の栄養士 （職名不明） | 調理校に喫食数を 連絡 | ・給食の前指導 ・食に関する指導と 個別相談 | ・地域行事の運営 ・特別給食の企画 ・地域からの特別提供に よる食材の調理等 |
| C氏（栄養職員） ・Y県小学校 ・単独調理校 | 学校栄養職員と 調理員 | 調理員が発注書を 作成 | ・TT（T2）の授業 ・給食前の献立解説 | ・給食棟管理 ・保護者試食会運営 ・食後の菌磨き指導 |

（注）表中「栄養職員」とは、学校栄養職員のこと。

(2) 栄養教育実習で指導を受けた内容

栄養教育実習で指導等（実習，観察，参加）の体験の有無を表したのが表4である。

表4 栄養教育実習で実施・体験したこと（問1～10）

| | N | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|------|-----|----|----|----|----|---|----|----|---|----|----|
| 26年度 | 11人 | 64 | 55 | 36 | 73 | 0 | 9 | 27 | 0 | 36 | 9 |
| 27年度 | 16人 | 56 | 31 | 19 | 88 | 6 | 13 | 31 | 6 | 0 | 13 |
| 28年度 | 12人 | 58 | 25 | 58 | 83 | 0 | 8 | 33 | 8 | 42 | 33 |

（注）Nは人数，最上行は質問項目番号（表2参照）で表中の数字の単位は%。

5 栄養教諭の標準的な職務に関する考察と課題

学校栄養職員として小学校に勤務するF氏（ヒアリング対象外）は、栄養教諭の知名度は低く、学校栄養教員との職務の違いは認識されていない学校の現状を指摘する。学校栄養士と栄養教諭の両身分を経験したA氏は「(学校給食栄養管理者は) 1校に多くて1人配置なので、職名による職務の違いはないかもしれない」と言う。大学卒業と同時に栄養教諭として採用され2校目の勤務に当たるD氏は、「自分の職務の中心は食育の推進体制づくり、食の授業、食を通した地域との連携」にあるから、「厨房関係の実質運用は、調理員の自主性と主体性を尊重している」と、食の指導に力点を置いている現実を話す。栄養教諭の免許状を有し学校栄養職員として勤務するC氏は、「単純に職務量が加算されるが、将来的には栄養教諭として働きたい。」と述べる。

学校給食の管理の在り方に関する実態として、学校栄養職員が行う管理をそのまま受け継いでいる場合と、新しい解釈によって栄養教諭職固有の管理の在り方を形づくっている場合とがあり、ばらつきが見られる。このばらつきが、担当者個人の判断として許容されるものか、あるいは栄養教諭という職の一般的解釈として改善されるべきものか、継続的な調査が必要である。

食に関する指導について現在は、実地調査(表3)や栄養教育実習の実習状況(表4)から、配膳指導はもとより、授業力を強く意識した指導体制をとっていることが明らかになった。栄養教諭単独による授業、複数校での出張授業、TT授業におけるT1としての位置づけなどが、その証左である。また、栄養教諭は、地区担当として複数校の食育推進リーダーとなっていた。学校栄養職員から任用替えになった栄養教諭は、「子供たちとの触れ合いが特段に多くなった」とも述べている。表4で、クラブ活動の指導の体験率が年次を追うごとに多くなっていることも、子供との触れ合い重視の役割が学校現場で認識されてきていることと無関係ではあるまい。

栄養教諭の職務の内容は、学校長や栄養教諭個人の対応に委ねられている状況である。しかし今後、栄養教諭の職務が、学校栄養職員の職務への単純加算となって負担増となるリスクを回避し、栄養教諭の配置効果を高めるために、今後相應の工夫ある取組をしなければならない。その一つの方法が、職務標準の確立にあるだろう。さらに、調査では、栄養教諭が教員と位置付けられている認識は定着していると考えてよく、学習指導とともに生徒会指導という校務分掌を担う(A, D, E氏)など、積極的に学校教育活動全般に関わっていた。その意味で、教育公務員特例法に基づく研修の充実、生徒理解や教育相談、学校教育法第11条(懲戒)を踏まえた教育指導の在り方など、研修と生徒指導も職務であるとの認識を高める必要があると言える。

【引用・参考文献】

- 赤松利恵(2007)「栄養教諭の職務内容、使命、役割」上田伸男編『学校栄養教育概論』、化学同人、pp.43-51
- 大森玲子(2008)「学校における食育の推進と栄養教諭の役割」、宇都宮大学教育学部紀要第1部 58、pp.227-237
- 鹿俣浩・川島勝治(2006)「栄養教諭制度の実現と中学校における取り組み」川戸喜美枝編『栄養教諭は何をなすべきか』、ぎょうせい、p.203
- 川越有見子(2007)「栄養教諭制度の創設過程に関する考察」、東北大学大学院教育学研究科研究年報 第56集第1号、pp.173-200
- 田中信・市場祥子・関登実子・横山季世・蕨迫栄美子(2007)『栄養教諭養成における実習の手引』、東山書房、p.2
- 松田素行(2011)「栄養教諭が行う生徒指導」松田素行・福永淑子編『新時代の栄養教育実践一人と地球にやさしい食育一』、同文書院、pp.45-62
- 横濱克子(2012)「食に関する指導への養護教諭の関わり」、弘前大学大学院学位論文(平成23年度)